

建 第 426 号

平成19年7月10日

地域振興局地域整備部長 様

土木部都市局建築住宅課長

松下電工株式会社のテクノストラクチャーの取扱いについて

松下電工株式会社の鉄骨複合梁を用いた木造軸組工法（テクノストラクチャー）は建築基準法施行令第46条第4項表1の(8)の大臣認定を受けています。

そのため、建築物の構造種別を判断するに当たり、国土交通省住宅局建築指導課と協議し、当該工法を用いた構造は木造として取り扱う旨回答を得ました。

このことから、今後、当該工法を用いた構造は木造として取り扱うこととします。